

平成30年度東京都入札監視委員会第3回第二監視部会

平成31年3月6日

東京都庁第一本庁舎 南側16階特別会議室S6

【五十嵐部長】 それでは、これより平成30年度東京都入札監視委員会第3回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私は、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成29年度の第4四半期に発注しました工事についてご審議いただきます。また、平成29年度の第4四半期に談合情報処理を行いました事案についてあわせてご審査をお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料の2枚目のおりでございます。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

次に、定足数の報告をいたします。

当第二監視部会は現在4名の委員により構成されておまして、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定により、「委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できない」こととなっております。本日は、4名の委員皆様全員が出席されておりますので、当部会は有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、有川部会長にお願いしたいと存じますが、皆様はよろしいでしょうか。

(異議等なし)

では、有川部会長、よろしくどうぞお願いします。

【有川部会長】 よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事進行と資料につきまして、まず事務局のほうから説明をお願いします。

【五十嵐部長】 はい、それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議として、平成29年度の第4四半期に契約した工事についてご審議いただきます。議案は5つでございます。

次に、要綱第2条第6号に基づく談合情報処理に係る審査といたしまして、平成29年度第4四半期に談合情報処理を行いました事案についてご審議いただきます。こちらの事案は1つでございます。

引き続きまして、本日、お手元に配付いたしました資料について確認させていただきます。

【岡村課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、資料でございますが、定例審議でございます。右上に議案番号が書いてございますが、議案1～議案5及び談合情報処理審査につきましては議案6でございます。また、議案1～3に共通する参考資料を補足資料といたしまして別冊でこのようにご用意しております。このほかに、机上には、東京都契約関係規程集でございます。こちらを用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料につきましては、本日、委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後におきましても、取り扱いには十分ご注意ください。よろしく申し上げます。

【五十嵐部長】 それでは、有川部会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【有川部会長】 それでは、まず、この後、審議を予定しております定例審議の事案について、個別の具体的な議案の前の総論的な資料ですか、第3回第二監視部会という数ページにわたる資料での一番最後についております資料1を見ていただきまして、これに沿って説明させていただきたいと思っております。

まず、上のほうに、定例審議のところに書いてございますように、この事案の抽出方針は、1の(3)に書いてあると思っておりますが、これが平成30年の3月29日に開催されました平成29年度第3回入札監視委員会において、平成30年度の定例審議の対象案件の抽出方法はここの(3)のア～カに書いてある事案と決定されたところであります。これを受けまして当第二監視部会では具体的な抽出方法として、高額の事案については金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率の事案につきましては、落札率100%と99%台の事案のうちから、それぞれ金額の高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌等で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出するというように決定したところであります。

また、当部会では、各委員がそれぞれ事案を抽出した中から最終的な審議対象案件を、私、部会長が決定するというふうな段取りで最終案の設定をしているところでありますが、私が最終的に決定するに当たっては、できるだけ複数の委員の方が選定した、ダブって選定したところを優先させていただきまして、ダブった案というのはそんなに多くないわけですので、それ以外のものにつきましては、各委員の選定理由においてかなり具体的に問題点が提起されているものを優先的に選ばせていただいております。そうはいつても、抽出事案の方針のア～カ、できるだけそれぞれに1件ずつ出せるような工夫をしながら選ばせていただいておりますけれども、それでも今回は高額事案が2つありますように、それからア～カのうちで該当がないものもありますように、パーフェクトに完全にばらつ

かせたわけではありませんけれども、先ほど述べましたような抽出の重点に基づいてここにあります5つの事案を選定させていただいたところであります。

なお、今回の定例審議の案件は全て入札契約制度改革の試行案件となっております。

それでは、これより審議に入りますけれども、審議につきましては個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とさせていただいております。後日、審議概要と議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定にしております。大変恐縮でありますけれども、取材等の方々におかれましては、この時点でご退席をしていただければありがたいと思います。

それでは、まず、議案1の審議を始めたいと思いますので準備の上、説明をお願いしたいと思います。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。

議案1の事業所管局である財務局の出席者をまずはご紹介させていただきます。

すみませんが、自己紹介をお願いします。

【財務局 尾上課長】 建築保全部施設整備第二課長の尾上と申します。よろしくお願いいたします。

【財務局 東課長代理】 同じく二課統括課長代理の東でございます。よろしくお願いいたします。

【財務局 池田課長代理】 同じく施設整備第二課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

【吉川課長】 それでは、議案1と右上に振ってある資料をご覧ください。

高額事案としてこちらの案件が抽出されたものでございまして、件名は、「都立七生特別支援学校（29）改築及び改修工事」でございます。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望者2者、応札者1者で落札率は98.0%となっております。

工事の概要につきましては、1枚おめくりいただきまして次ページのA3の資料のとおりでございます。雑駁で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

【有川部会長】 本件を含めて本日審議する各議案の内容につきましては、事前に事務局から説明を受けておりました。議案の提供を受けているところでもありますので、もし、事前説明と違っているところや資料の変更等がありましたら、その都度お話をいただくということで、早速、本議案についても質問、意見がありましたら各委員から出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【飯塚委員】 30ページに入札経過調書がありますが、塩浜工業というのは辞退しているのですよね。それで、結局1者が入札したことになるのですが、そもそもの1者入札の定義からすると、これは2者入札の扱いになるのでしょうか。

【荒山課長】 はい。お答えいたします。入札契約制度改革で実施いたしました1者入札の中止という制度につきましては、希望を募った段階で希望が1者以下だった場合に1者入札の中止ということを決めてやっておりました。本件の場合は2者希望がございまし

て、2者の希望ということでやっておりますので、中止をせずに実施をしているとそのようなことでございます。

【飯塚委員】 それからもう1点、一番最後のページに、契約内容の変更というのがあります。5, 500万増額した変更になっていますが、この変更の月日は30年の10月9日ということなのですか。契約変更の日です。

【荒山課長】 はい。10月9日で間違いありません。

【飯塚委員】 この契約自体は29年11月～12月にかけての入札だと思いますが、最初の契約が3月6日でしたね。これは議会の関係で3月6日ぐらいになるのだということとしても、この変更契約、これはインフレスライドなどと思いますが、なぜこんなに後なのですか。つまり伺いたいのは、3月1日以前の予定価格の積算をしているものであって、3月1日以降契約をしたものというのがスライドの要件だと思いますが、10月になってスライドした契約というのはなぜですか。

【荒山課長】 まずこの制度につきましては、基本的に受注者のほうからの請求に基づいて契約の変更を行う形式になってございます。それで契約の変更について受注者側からの申し出があった日付が今手元にないですが、請求の期限につきましては、契約締結日から2カ月以内とするというふうな定めがございまして、実際に契約の変更についての請求がございまして、その後双方で協議等を行った上で最終的に数字を確定して契約の変更に至ったというのが10月9日です。

【財務局 尾上課長】 ちなみに補足しますと、相手からの変更の協議については、30年3月29日の協議を受けています。その後、諸処の手續等を終えて最終的な契約の変更になったのは10月9日だろうと考えております。

【飯塚委員】 わかりました。

【小池委員】 お伺いしたいのは、こちらで、今、飯塚委員からもお話がありましたように、1者入札でこそないものの、2者が希望してきて1者のみ応札してきたということになるわけですが、この状況についてやはり競争が働いてはいるとは思いますが、競争がしっかり働くためにはもっと多くの業者が入札することが望ましいというのは当然かと思っておりますので、このような状況になぜなってしまったのかということと、改善すべき点はあったとお考えなのか、このあたりのことをお聞かせいただきたいと思いません。

【財務局 尾上課長】 なぜ業者が少なくなったかということについては、ほかにも同時期に私どもの部署でいうと、高等学校の工事の発注が重なっていたということも1つ考えられます。それからこの工事そのものが少し地域的にいうと、山間部であって土地条件が近くがけ地を背負っていたりとかということもありまして、施工法なども少し工夫しないといけないとかそういったことも施工条件として考えられますので、そのようなところで施工者として少しやりづらいというのもあったのかと、これは少し推測ではありますけれども、そのように考えております。

【小池委員】 それでは、これは仕方なかったと捉えていらっしゃるということですか。

【財務局 尾上課長】 あと、なかなか発注時期を一応、平準化は考えているのですが、事業スケジュール上、やはりこのような特別支援学校という開校スケジュールとか事業スケジュールが決まっておりますので、なかなかそういったものをうまくずらしていくというのですか、それはなかなか難しいということが考えられますので、なかなか配慮できる部分では配慮していきたいと考えてございますけれども、事業スケジュールはなかなかうまく合わせていくというのは難しいかと考えてございます。

【飯塚委員】 少し今の点に関連して、私も小池先生と同じ疑問なのです。というのは、50億近い契約というのは、東京都ならあるにしてもほかの県だったらもうなかなかないぐらいの大きな工事です。その非常に大きな工事が何で群馬と福井でしたか、の会社の応募しかないのか。それは、今、ご説明があったような平坦な理由で解釈してしまっているのかどうかですよね。例えばこれの仕様書などで、特別な仕様という条件を付しているということはありませんか。

【財務局 尾上課長】 はい、特に、この工事設計に関して特別な仕様というものはございません。私どもは通常、特別支援学校とかというものを設計するとき、大体ほかの特別支援学校とのあまり差がない、華美にならないような形で設計をしているところです。その配慮をしておりますので、それは特別なものをこの設計に盛り込むということはありません。

【飯塚委員】 これは解体工事をしてから建物を建てる。この解体工事はまた別の契約ですか。

【財務局 尾上課長】 これは別契約になっています。

【飯塚委員】 ちなみに解体工事の業者の名前を教えてください。

【財務局 尾上課長】 小椋組という会社でございます。小椋組です。

【飯塚委員】 1者ですか。

【財務局 尾上課長】 ジョイントベンチャーではありますけれども、構成員が小椋組と宮岡建設の2者です。

【飯塚委員】 この関東建設というのは、その構成員にはなっていませんか。

【財務局 尾上課長】 解体工事の構成員としては入ってございません。

【飯塚委員】 はい、わかりました。

【有川部会長】 屋上屋を架すようで恐縮ですけれども、同じような気持ちを持っておりまして、憶測で原因を分析されている。つまりなぜ事実上1者になったのかという、そういう分析だと、結局は具体的な改善策は立てられないので、また、同じようなこと、あと、同一物件はないと思いますけれども、同じような状況を繰り返す可能性があるのでは、やはりこういった状況については、なぜ事実上1者なのか、できるだけ受注可能な業者にここに対して手を挙げてくれない理由は何なのかというのをしっかり聞いていただいて、そして次には必ず競争の実が上がるような工夫、具体的な改善策をとられるというのが普

通のやり方ではないか。とりわけ指摘がありましたように、非常に規模の大きい工事でもあるので、なぜなのかという、ぜひ納税者の立場に立って競争の実が上がるような原因分析を可能な範囲やって、それに対応した改善策をつくるということを取り組んでもらいたいのです。

【財務局 尾上課長】 はい、今のご意見を踏まえまして今後の参考にしていきたいと考えてございます。

【有川部会長】 本件については、もう何もアクションするつもりはないのでしょうか。

【財務局 尾上課長】 そうですね。できる限り今回参加された、今工事している業者も含めて、この入札についてどうだったかというのは少しリサーチして調査したいと考えてございます。

【有川部会長】 今のやりとりに関係しなくても結構ですので、ほかにも意見がありましたら。

どうぞ。

【片桐委員】 すみません。よろしいですか。

契約の手続そのものからは少し話が逸れてしまうのですが、本工事は「第二次主要施設10か年維持更新計画」及び「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」というのに基づき行われるというようなことなのですが、この計画の中でおそらく改修の仕方というものもいろいろご検討されたのではないかと思うのです。規模も76億円規模にするのか、もう少し部分的な改修にするのか。もしくは全く別の場所に造ったほうが安いのではないかなどという、そういう検討もなされた上でこの工事に着手されたのだと思うのです。少しそのあたりのところを教えていただけないでしょうか。

【荒山課長】 本件は別として、一般論としまして、「主要施設10か年維持更新計画」というものが平成21年ぐらいに作成されまして、まず第一弾なのですが、それは建築されてから35年、たしか35年だったと思うのですが、そのものについては基本的には改築を含めて検討、それから10年のものについては改修を基本のベースとして、一定の規模以上の建物について、どのように今後更新していくかを一覧としてまとめたものでございます。当然、建てかえるに当たっては現地建てかえなのか、それからほかの庁舎と合同合築したほうがいいのかとかいろいろな観点もございますので、財産運用部というところが財務局にございまして、そちらのほうで財産を管理しておりますので、そこと調整をしながら、また主計部で予算を管理していますので、そことも調整をしながら建築保全部のほうでオール都庁の建物の維持管理についての大きな計画を立てたというような内容でございます。

【五十嵐部長】 あと、それからこの工事の内容ですけれども、先ほどA3のペーパー、資料のほうの2枚目のところに図面のようなものがついていると思うのですけれども、基本的にこれは改築・改修工事となっていて、校舎棟のほうは改築、更地にした上で新しくつくる、もう一つプール棟のほうは、これは改修でいいのですね。これは既存の建物、築

年数が校舎棟より少し新しい建物なので、こちらは更地にして建てかえるのではなくて、それは改修、少しスケルトンのようにしてきちんと中の設備などもきれいにすればきちんと使えるということで、コスト等これからの耐用年数等を考えて、校舎棟のほうは一旦全部壊してもう一回建てなおす。プール棟は既存の躯体はそのまま活用して改修にとどめるのような、そのようなことをやっています。先ほど急斜面うんぬんという話が起工部のほうでありましたけれども、この図面を見ると校舎のもうすぐ際のところまで斜面もこう立ち上がっているような部分もあって、工事施工上のいろいろな制約などもあるというようなこともあって、それから全部新築ではなくてやはりプール棟はほかの業者さんが建てた、大体改修でほかの会社さんがつくった建物の躯体を直すというのは、あまり工事業者さんは手を出してこないという傾向があるのですけれども、そんなことも含めて少し嫌われたのかというような感じです。ただ、これは部会長がおっしゃるように、これもまた推測でしょうと言われると、推測みたいな説明になるので恐縮なのですが、私どもが考えている話の中では、そういったところが嫌われた原因かとは思ってはおります。

それからこれは一般競争入札ですので、基本的にそれほど地域要件をこれは全然つけていませんので、東京都内の業者でなければだめということは一切ありませんので、神奈川県でもどこからでも来て誰でも参加ができるということになっていますし、WTOということもありますので、公告を東京都公告に載せてやっているということなので、大体このくらいの規模の工事の7割ぐらいの床面積ぐらいの工事をやった実績がある方であればどなたでも入っていただいて結構ですという、そのくらいの条件しかつけていないのです。これは万が一不調になった場合には、さらにそこを緩めるかのような話が出ていたのですが、大体、私どもも7割条件、床面積レベルで大体7割ぐらいの規模のものをやったことがあればどなたでも結構ですという条件をつけてやるのですが、私どもの登録業者の名簿の中でいうと、この建物のその7割条件に該当する業者というのが70社ぐらいあるので、何でその70社がみんな嫌って来なかったんだと言われると、そこについてはなかなか70社全社に聞いて回るといってもなかなか難しい部分もあるのですけれども、参加条件とかそのようなものでハードルをすごく高くしているというようなことはない。後は、実際の工事現場の話と、あと起工部のほうから話がありましたように、時期の問題などがもしかすればあるかもしれないと思いますけれども、いずれにしても今後の話にはなりませんけれども、2者になっている場合にはほかに入札参加者がいればそういったところになぜ辞退したのかを聞くというのは、これは今後やっていくということで、本格実施の際にはそういうお話を申し上げておりますので、それはすぐにやってまいりたいと思います。

【有川部会長】       どうぞ。

【片桐委員】       素朴な疑問として、10カ年計画をつくってそれに基づいて計画的に工事を実行するということはとても重要なことだと思いますし、必須のことだと思うのですが、やはり経済の流れもスピードもかなり今早く変わっており、今こういう形でオリンピックの前の業者が人手不足で本当に苦しんでいる状態。そうすると計画は、確かに計画と

してあるとは思いますが、ある程度時期をもう少しスライドさせたりとか、何かそのようなことが今後できるものなのかどうかというのを教えていただけないでしょうか。

【財務局 尾上課長】 10カ年計画につきましては、大体3期に分けていまして、4年、3年、3年とかに分けてございまして、途中段階で見直しをかけたとか、状況を見ながらかけたとかということで、その時期にどういう状況になってくるかというのを踏まえて少し計画も見直してございますので、そういった対応はできるのかと考えてございます。

【有川部会長】 よろしいですか。少し、では、私も先ほどの部長の説明に関連して少し伺いたいのですけれども、もともとのこの建物とプールはこの業者が、関東建設さんがつくったものなのですか。

【五十嵐部長】 違います。

【有川部会長】 そうですか。いやいや、改築工事はともかく改修工事というのはやはり前につくった業者のほうやはり優先とかあるとなると、少し考えなければいけないかと思ったのですが、これはそうではないのですね。

【五十嵐部長】 はい。

【有川部会長】 先ほど委員の指摘がありましたように、耐震工事とかとにかく急ぐものは多少オリンピックの工事と競合しても発注しなくてははいけないのでしょうかけれども、場合によれば、今ほとんど鉄鋼も不足しているなど諸々の問題が発生している状況で、もちろん人手も不足しているので、緊急度合いを考えながらできるだけ競争性を確保できるような発注スケジュールというのをオリンピックをにらみながら少し調整しなければいけない余地があるのではないかと、そういう検討もしていただきたい。

話が少し大きい話になるのですけれども、そのようなことも少し委員会の委員から出たということは頭に置いていただければと思うのです。

それでは、よろしいでしょうか。議案1について、後でまた意見がありましたら追加して言っていただくということで、とりあえず最終的に事務局にまとめていただけるとは思うのですけれども、委員のほうから出た意見を2つのポイントぐらいに絞ってまとめさせていただくと、1つはやはり可能な限り競争の実が上がらなかった原因を分析していただいて、次の具体的な改善に結びつく努力をしていただきたいというのと、2つ目はやはり10カ年計画に基づいて計画的にやっていただくのは結構だけれども、同時にオリンピック等のほかの工事と重ならないように計画の柔軟な見直しもあわせて検討していただきたいという、こういった意見を参考に出ささせていただきたいと思います。

少し後者の意見は当委員会のミッションを超えるかもしれませんが、一応参考として少し述べさせていただきたいと思います。

それでは、議案2に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

よろしく申し上げます。

【吉川課長】 それでは、説明者の入れ替えがありますので。

【有川部会長】 では、続きまして、議案2の審議を始めたいと思います。担当部局のほうで説明を準備してお願いします。

【吉川課長】 それでは、議案2の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。では、自己紹介をお願いします。

【下水道局 中野課長】 下水道局経理部契約課長の中野と申します。よろしくお願いします。

なお、本日、出席予定だった設備設計課長の佐藤につきましては、所用により欠席させていただきます。

【下水道局 川田課長】 同じく下水道局の第一基幹施設再構築事務所、設備工事課長、川田と申します。よろしくお願いします。

【吉川課長】 それでは、資料の議案2と右肩に振ってある資料をご覧ください。こちらの案件は高額事案として抽出されたものでございます。件名は「砂町水再生センター高速ろ過設備工事」でございます。本件は一般競争入札により発注を行ったものでありまして、希望者4者、応札者2者で、落札率は99.3%となっております。工事の概要につきましては、1枚おめくりいただいて次のページのA3の資料のとおりとなっております。私からの説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、早速、本事案について質問、意見がある委員の方はお願いします。

【片桐委員】 この事案なのですけれども、やはり技術的にかなり難しい設備だとお聞きしております、そういったものになるとやはり業者がある程度固定してしまうというのが一般的なのではないかとは思っています。結局、寡占的な印象を都民に与えてしまうような事案なのかと思いました。それはあくまでも外部からの疑いということであって、これがそうだと申し上げているわけではないのですが、そういった疑いに対してそうならないことを都民が納得できるような言葉で説明していただけるといいと思ひまして、本事案について選ばせていただきました。そのような具体的な何か方策のようなものがありましたら教えていただけないでしょうか。

【下水道局 中野課長】 本件の特徴としましては、当然、水再生センターの機能を確保しながら安全に施工を行う必要があるということがありますし、関連する工事との複雑な工程調整が必要かといったような特徴もございます。そういった中で今おっしゃっていただいたような大規模な業者のほうを受注しやすい環境にあるのは事実だと思っております。ただ、今回のその技術につきましては、例えばですけれども、今回、東京都の水処理施設に応札できる有資格者というのは大体185者ございまして、極論を申し上げますと、そういった事業者でも体力があれば、ある意味その技術を買ってきて設置することは可能だという状況にはあると認識しております。そのような意味では、確かに今回出てきている業者はある一定の規模の大きさの業者が集まっているのは事実なのですけれども、実際のところ絶対そこでないと言えないと言われると、そこの以外のところでも技術を

買ってきて設置するというのであればできなくはないと認識しております、そのような意味では門戸は開かれているとは思っております。

【片桐委員】 すみません。そこのところは説明としてはわかるのですが、門戸は開かれているという事実は、過去の実績などを並べてみればある程度はわかるのかもしれませんが、何となくこの実績を拝見したところによって、寡占的なイメージが少し見受けられるかもしれない。そういう印象を与えかねないというような気がしたのです。あくまでもこれは私見です。そのような案件に関してどういう対応策をしていらっしゃるかというのをお聞きできるといいと思うのです。

【下水道局 中野課長】 今回の案件につきましては、入札参加資格を設定してはいるのですけれども、その内容としましては過去10年間で、国、地方公共団体等が発注した下水道施設の水処理設備工事におきまして、全体計画処理水量10万立米以上の水処理設備の設置工事の施工実績ということを求めています。これは先ほど水処理施設の事業者185者いると申し上げましたが、まさにこの処理場の規模日量10万立米というものにつきましても、東京都では合流式の施設で一番小さい規模のものの実績があればいいとしておりまして、また全国的に見ましても日量10万立米以上の処理場というのは250カ所以上あると聞いておりまして、そのような意味では入札参加条件的には全然厳しい条件と思っております。そのような意味では、うちとしてはできる限り入札参加条件のところで緩和していろいろな業者の参入を促している状況でございます。

【片桐委員】 入札参加条件に関してはわかりました。ただ、実際問題として落札率などそのようなところから見ると、値段が高止まりしているのではないのというような印象を与えかねない部分もあるのではないかと思うのですが、そこにはどのような対応策をしていらっしゃいますか。

【下水道局 中野課長】 落札率に関しましては、当方としましては業者の積算価格と当方の予定価格の設定がある意味妥当な水準ということが原因で落札率が高くなっているのではないかという認識でいるのが現実でございます。実際の入札手続は電子調達システム上で行われていますのでほか業者のことはわかりませんし、そのような意味では業者はしっかり積算すれば、適切な金額で落ち着くことになりますので、そうしますと高落札というのもそれほど問題視をしているというわけではございません。

【片桐委員】 すみません。そこについても理解はしたのですけれども、やはり値段が高止まりしているのではないかなどというところに対しては、予定価格が適切に算定されているからというところが、そこは少しよくつながらないのですが、考え方としてはそれはあることもあるとは思いますが、ただ、それを一般に理解してもらうためには、もう少し対応策として、法律で決められたことを粛々とやっておりますということだけではなくて、何かプラスアルファがあったほうがいいのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

【下水道局 中野課長】 すみません、実際に予定価格の算定に当たりましては、やは

り必要な情報は収集してやっております、当然、積算基準とか積算標準価格のようなところでは当局の基準に基づいて行うのですけれども、都単価が無いものは市場調査に基づいた単価あるいは見積りを参考とした単価を採用しております、そのようなこともあって予定価格と応札金額の近似がどうしても生じやすいのかとは思っております。

【片桐委員】 結果としてそのような近似が生じてしまったということもわかってはいるのですが、本事案だけではなくて将来的なことも考えて、このような特殊な技術を要するような設備に関して価格が高く固定化してしまうということに、そのようなおそれを排除するために東京都はもう一段前に進んでいるのだということ、何か対策をやっていますということを言えればいいと思ったのですが、今のところあまりそのようなことは特にないということなのでしょうか。

【下水道局 中野課長】 おっしゃっている趣旨からしますと、予定価格というかその応札価格が妥当なものかどうかの検証などそのようなことかと思いますが。

【片桐委員】 そうですね。

【下水道局 中野課長】 そのような意味では、当方の予定価格と先ほど申し上げた通り近似であれば当方としてはそれは適正な積算だという認識は当然してしまう状況にありまして、それを突き詰めておかしいということまで踏み込めないのは現実でございます。

【片桐委員】 おそらく見積りをとるとおっしゃっていましたが、結果として結局その見積りを取っている先も比較的固定化してしまっているわけです。そこはそうならざるを得ないのはわかります。そのような事実に対してどうやって納得できる説明を用意できるかなど、具体的なプラスアルファの一步踏み込んだ対策をしているかというのは何か言えるといいと思ったのです。

【下水道局 中野課長】 本当に見積りのとり方も確かに工夫の余地はあると思っております、ただ、何でもかんでも広げればよいというものではなくて、どうしてもやはり製造していて、ある意味安価で入れてくれなければいけないわけなのです。どうしてもそういうところは製造ができるところ、そういうところからとるとというのがどうしても流れとしてなっております、さらにそのような中であまり広げてしまうと今度は製造した会社から買ってどこかに入れるとなったら、それはまたどうしても金額が上がってきますので、そうすると見積り金額が全体に上がってしまうと、それはそれでまた逆にマイナスの効果になるという認識もあまして、なかなか見積りをとる会社を広げることは少し難しいという現状がございます。

【片桐委員】 例えばアイデアですけれども、ほかの県などと比較など、何かそういう実績をとってみるとか、そのようなものは可能なものなのでしょうか。どうなのですか。

【下水道局 中野課長】 多分、小さいところで細かく分けていけば比較は可能かとは思いますが、なにぶん東京都の施設は規模が大きくてほかの自治体と比べるとはるかに大きいというのがたくさんございますので、なかなかそこで単純比較は難しいというのがあるかと思えます。

【片桐委員】 どうもありがとうございました。

【飯塚委員】 予定価格の99.3%ということで、事後公表になっているのに非常に高率ですね。今のご説明で少しわからなかったのだけれども、予定価格を積算するとき、予定価格というのは単価掛ける数量の和ですね。その単価というのは東京都の単価。東京都の単価がなければ業者からの見積りの単価ですね。この工事において見積りをとった単価の合計というのはおよそ全体の何パーセントぐらいですか。

【下水道局 中野課長】 正確な数字は把握してございません。担当者レベルの話ですと半分はいかないのではないかと話はございました。

【飯塚委員】 通常その半分いくかいかないかぐらいだろうとは思いますが、その見積りをとるときのとりの方。今、課長さんはそのとりの方の問題をおっしゃっていましたけれども、例えば部材の何々を買おうというときに、その部材を売っている業者が3つ、4つあったらその3つ、4つからとりますか。それともその中で何か別の要件で1者からとるのですか。

【下水道局 川田課長】 条件に合った会社から複数者設定してとるのが一般的です。

【飯塚委員】 必ず複数にしていますか。

【下水道局 川田課長】 そうですね、3者以上見積りは原則ですので、高額案件であるなど、難易度が高い案件に関してはさらに複数5者であるとか、6者というケースが多いです。

【飯塚委員】 複数とっている。でも、やはり狭い世界だから結局幾らで出したということはわかってしまって、その集積だから99.3%になるということなのでしょうか。

【下水道局 中野課長】 今回の件でいきますと、製造販売を行っている事業者ということで高速ろ過設備の事業者6者から見積りをとっていると聞いておりました、そういったところから来た見積りを踏まえて算出した結果とは認識はしております。

【飯塚委員】 それで、複数の会社から見積りをとったときに、採用するのはどういう見積りを採用するのですか。

【下水道局 川田課長】 下水道局の積算基準のほうで決まっています、原則として、設備工事では最低価格のものを評価しています。

【飯塚委員】 それは内部チェックがかかるような体制になっていますか。

【下水道局 川田課長】 設計者の個人判断ではなく、組織的に決裁をして内容を確認して進める形にはなっています。

【飯塚委員】 はい、わかりました。

【有川部会長】 私も少しありまして、よろしいですか。すみません、私がここでまた、まとめるつもりはなくて、自分の意見で申し上げます。また、気持ちとしては全く同じような気持ちなのですけれども、まず、4者希望していたのに最初の札入れのときに2者が引っ込んでいったと、辞退したと。二度目の入札のときにもう一つのほうは引いて行って、  
——（非公表部分）—— 価格面が大きいのだろうとは思うのですけれども、それ以

外のところ2者のうち片方は ——（非公表部分）—— というような形でなぜ引いていったのかよくわからないのですけれども、この辺はどうなのでしょう。希望しておきながらこの理由で辞退されると、やはり何で希望していて、札入れになった段で引いていくのかというのはなかなかわからないと思うのですが、今の仕組みとしてはこれ以上は追及できないのですか。

【下水道局 中野課長】 財務局のほうで電子調達システムを変えていまして、基本は選択式でまた必須で理由を選ぶ形になっておりまして、今回の案件につきましては、今年の3月2日の契約になっておりまして、財務局がシステムを直したのが昨年8月でしたので、その前の案件になっておりますので、少し理由が不明確ですけれども、今後少しずつ辞退理由の不明確なものは減ってくるのではないかと考えております。

【有川部会長】 そうすると、辞退についての改善はこの後、もう少し期待できるというわけでしょうか。それをやってみて足りない部分はまた直していくということになるのだろうかと思います。

先ほど予定価格をつくる時の見積りのとり方とかは積算基準どおりにやっておられるということなので、あまりそこは突っ込まなくてもいいのかなという気はするのですけれども、それでアイデアとして出されたほかの県のデータとの比較など、ほかの県でなくてもいいと思うのですが、ほかのところのデータとのいろいろな比較をするというのは、やはりやってみる価値はあるような気がするのですけれども、確かに東京都は規模が大きいかもしれませんけれども、それ以外の事業で、大阪だって九州福岡だって大規模なところは、あるいは関東近隣だって、千葉あたりなら結構大きいものはやっているの、そういうところと単価を情報共有したり交換したりするという試みはする気はないのですか。

【下水道局 中野課長】 ご指摘を踏まえまして、こちらのほうでも検討させていただきたいと思っております。

【有川部会長】 多少はそういう検討する余地はあると考えている。

【下水道局 中野課長】 実際、他県でどの程度の金額が出ているかもなかなか把握できてはいないのですが、実際に対比が可能かどうかも含めまして少し検討させていただきたいと思っております。

【有川部会長】 つかぬことをお伺いしますけれども、東京都の下水道事業は会計検査は入るのですか。

【下水道局 中野課長】 入ります。

【有川部会長】 入っているんですね。では、全国横並びでチェックはされているということですね。はい、わかりました

よろしいでしょうか。では、議案2についてなければまとめたいと思っております。一番の議論になったのが予定価格の立て方ということで、高落札率というところもあるので予定価格の立て方についてさらに先ほど言いましたように、ほかの県のデータとの比較なども含めて、積算基準どおりで行っているからと、そこだけでもうそれ以上進まないこ

ともないように、さらにより適正な予定価格を立てられる工夫をしていただきたいということと、後は、もう一つはおそらく辞退理由についての調査が、さらに新しいやり方が浸透すればより調査結果が深まるだろうと期待しておりますけれども、そのようなルールはこれにはありでしょうけれども、ともかくなぜ事業者たちが途中で辞退していくあるいは最初から辞退しているのかというのを、原因分析をきちんとより徹底して行っていただきたいというこの2つの点を申し上げてまとめたいと思います。どうもありがとうございます。

では、議案3をお願いします。

【吉川課長】 また、説明者が入れかわりになりますので少々お待ちください。

【有川部会長】 早速ですが、都市整備局の紹介をお願いします。

【吉川課長】 それでは、議案3の事業所管局である都市整備局の出席者を紹介させていただきます。恐縮ですが自己紹介をお願いします。

【都市整備局 遠藤課長】 都市整備局総務部契約調整担当課長の遠藤と申します。本日はよろしく申し上げます。

【都市整備局 高柳課長】 都市整備局東部建設事務所建設課長の高柳でございます。よろしく申し上げます。

【吉川課長】 それでは、右肩に議案3と振ってあります資料をご覧ください。こちらの案件は高落札率事案として抽出されたものでございます。件名は、「都営住宅29H-111東（江東区辰巳一丁目）工事」でございます。本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、希望者13者、応札者11者、落札率は99.1%となっております。工事の概要につきましては、1枚おめくりいただいた2ページ～4ページに概要を記載しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。雑駁ですが私からの説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、議案3につきましても意見、質問がありましたら各委員よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから先に恐縮ですが、34ページのこの入札経過調書の2番目にリストアップされています佐藤建業株式会社の備考の記述について、少し補足して説明していただけますでしょうか。

【小出課長】 契約第一課長の小出です。お願いします。

この入札参加者の備考欄の件ですが、こちらはまず入札額としては一番低い価格を一番札として入れてきて、それが調査基準価格を下回ったということで、低入札調査をまず一義的に行い、数値的失格基準ないしは工事成績は65点未満ということで、そちらを実施してクリアしました。次に、さらなる調査を受けるか受けないかということをお聞きしたところ、調査票の提出自体はご辞退したいということがありましたので、調査票等の提出がなかったという表記をしております。

———（非公表部分）———

【有川部会長】 都営住宅の入札というと、大体こんなに多くのところが手を挙げてき

てくださるのでしょうか。それともここで何か、ひとつ工夫などなされたのでしょうか。

【都市整備局 高柳課長】 東部建設事務所でございます。

本件は200戸ほどの都営住宅を造るというようなものでございまして、都営住宅の中でも比較的スケールメリットがあるようなそういう団地でございます。過去もきちんと平均をとっているわけではないのですが、大体応札していただくのは6者〜7者、あるいは10者ほどまでが多いといえます。大体その辺が標準的なものと思っております、このあたりの規模あるいは工事のしやすさ等を踏まえて、今回は13者が手を挙げていただいたのかと考えてございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

【小池委員】 11者応札されたということは非常に競争という意味ではよかったと思うのですが、しかし落札率から見るとかなり高くなってしまっているという状態ですが、これにつきましては、ほかの部局でも予定価格をどのように算出しているかというようなお話があったのですが、この佐藤建業株式会社は低入札対象になったわけですが、この入札の仕方というのは明らかにおかしなダンピングがあるのか、そのような印象を持たれていますか。それともこの業者はこの調査に応じませんでしたけれども、正当な理由があってこれぐらい安く本来的にはできる工事なのではないかというような考えをお持ちなのか、そのあたりをお聞かせください。

【都市整備局 高柳課長】 はい、この一番札と言いましょか、一番低い値段で今回応札いただいた佐藤建業さんなのですが、私どもの都営住宅はこれまでも数多くやっていたでございます。また、今現在におきましても受注してやっていたものもでございます。その中でこれまでのやはりノウハウが非常にお持ちの入札参加者さんであったらうと思っております。そのあたりを踏まえまして、今回、金額を精査して入札していただいたところの結果が、今回のような結果になったかと考えてございます。

【小池委員】 ということは調査票をきちんと出していただければ落札者となれたのではないかというようなお考えでございますか。

【都市整備局 高柳課長】 すみません。きちんと答えられていなかったかもしれませんが、恐縮です。もしそのようなことで、それが低入札調査をやった結果になろうかと思えますけれども、その金額としてある程度その予定価格を下回るような形で応札できるだけの、そのノウハウというのはいくらも持っているのではないかと考えてございます。

【荒山課長】 すみません。ちょっと補足させていただきますと、今回の件は低入札調査の調査票を出していただけていないわけなので、その内訳の中身、その辺の精査というのはされていませんので、現時点においてその部分を、出てくればオーケイだったかオーケイではなかったかというようなところは、なかなかお答えできないのかなと思います。私どもとして、今、低入札調査を厳しくやっておりますけれども、全部失格というわけではなくてきちんと中身を精査した上で、きちんと判断をするという方針でやっているところでございます。

【小池委員】　そうですね、そのお答えはよくわかるのですけれども、この佐藤建業さんがほかでたくさん実績があるということであれば、今回の入札者はともかくほかの業者でも低入にかかるレベルかどうかわかりませんが、この99までいかない額で引き受けていただけたところはなかったのかということ、やはりこの佐藤建業が全く実績がないような会社でということなら、ここはすごく安く出してきたのだと納得できますけれども、今、ここは実績がおありだということをお聞きしましたら、では、ほかの会社はなぜこんな金額が離れた額しか入札できないのかというような疑問を持つというところがあります。

【都市整備局 高柳課長】　本件は特宥な条件があるような団地ではないのですけれども、埋立地ということがございまして、今回通常のいわゆる都営住宅の工事よりも、例えば杭工事がややウェートが大きいというところがございます。それは杭の径が大きいですとか、あと、杭の長さが長いですとかそのようなものがございまして、施工に当たりましては、さまざまな重機を杭工事では配置して行っていくのですけれども、その際、効率的に工事ができるような機材を用意できる受注者とそうでない受注者というのがいらっしゃる。そのあたりの差異でこのような結果が生じたのではないかと考えてございます。

【小池委員】　わかりました。

【飯塚委員】　今の続きのようなことですが、佐藤建業は調査票等の提出がなかったとありますが、なぜ調査票の提出をしなかったのですか。その理由を聞いていますか。

【都市整備局 高柳課長】　私どもとしては把握してございません。

【小出課長】　契約一課のほうで、それは相手方とその辺のやりとりをするのですけれども、なぜ出さないかというところまではどの案件に対しても聞いておりません。受けるか受けないか。受けるのであれば幾日までにこれを提出いただきたいということでご説明をしているのが現状でございます。

【飯塚委員】　どうも私は印象で物を言うとしわけないのだけれども、東京都の低入札調査のやり方というのが非常に厳しいというか、君たちは低い価格で入れたのだろうのような、先ほど課長さんの説明でも厳しく調査するとかおっしゃっていましたが、都の出した予定価格を下回ったのだから、相当のことをしないと気が済まないような、少しくまなく表現できないのです。要するに皆さんは予定価格というものにすごく自信があって、それを下回るのはやはりおかしいのだというような意識がどこかにあるから、だからこの調査が厳しくなって大量の資料を要求するようなことになってやしませんか。

———（非公表部分）———　例えばこの時期どうしてもこのぐらいの規模の契約が欲しいから、利益はもうほとんどとらなくてもいいから契約をとりたいたいというようなことかもしれないし、それはもう会社の内部事情だから、そういう中で皆さんがそうした会社を事実上排除してしまうわけですけれども、そこに客観的な合理性がないと私はおかしいだろうと思うのです。つまり合理的な資料要求をしているのか。常識的な資料要求になっているのか。別の局ですけれども、もう段ボール幾つも資料をとられるくらいだったらも

ういいやと言っている業者があったのですけれども、そういう懸念はないですか。

【荒山課長】 低入調査につきましては、今、先生のお話がありましたように、この時期によって採算性を度外視して入札に参加した人もいる場合に、通してもいいのではないかなのようなお話がありましたけれども、やはり品質の確保、そのようなところに私どもとしては重点を置いていて、きちんと適正な価格で入札に参加していただかないと品質もきちんと確保できないだろうと、そういうふうな基本的な考え方のもとに低入調査というのを行っています。

それから予定価格の設定においては、きちんと市場に見合った単価を使って積算を行い予定価格を設定していると、そのような自負がございます。それをもとにした低入調査でございますので、その価格、私どもが定めている低入調査の調査基準価格を下回ったものについては、それは相当な内容のきちんとしたものを出示していただかないと、合理的な説明がなければ私どものほうとしては通すべきではない。そのように考えているところでございます。

【飯塚委員】 わかりました。

【有川部会長】 では、関連して私のほうからお伺いしますけれども、今はこのようなものは、工事内訳書は同時に出してもらっているのでしょうか。

【小出課長】 お答えします。まず、落札予定者になりますと、その時点ではまず個々に積算内訳書を持ってきていただきます。それを中身を全てチェックいたしまして、そこでオーケーだと初めて落札予定者ということで、逆にそこで不備があったり、何か金額に齟齬があったりすると、その方は無効ということになり次の順位の方になつてというようなことをやっております。

【有川部会長】 それは落札した者に対するあるいは落札予定者に対して内訳書を出してもらおう。

【小出課長】 はい、そのとおりです。

【有川部会長】 入札適正化法が改正されて工事内訳書は原則として札を入れたら相前後して出すようになったと思うのですけれども、東京都の場合は札を入れた者からその札がきちんと自分で積算したのかどうかをチェックするような形で内訳書はとっていないのですか。

【小出課長】 内訳書というか、直工費、現場管理費、共通仮設費、一般管理費と5項目はまず電子調達システム上で、入札する際にその項目の内訳を入れることになっています。そのさらに詳細なものをその後を持ってきてもらうというやり方をしています。

【有川部会長】 それはやはりこの札を入れた全者からもらっているのでしょうか。

【小出課長】 そのとおりです。はい。

【有川部会長】 そうですね。 ——（非公表部分） ——

【小出課長】 ——（非公表部分） —— 一律1位の落札候補者の方からまず積算内訳を確認していくということをやっております。

【有川部会長】 確認をしていくのはわかるのですけれども、工事内訳書を出してもらっているからやろうと思えばやれるわけですよね。

【小出課長】 各者当然その入札に参加している上では積算をしているということですので。

【有川部会長】 そうですね。

【小出課長】 そこは出るとは思います。

【有川部会長】 ——（非公表部分）—— 一方では佐藤建業さんに対しては、先ほど来、委員から議論がありますように、東京都の最低制限価格から低入へ原則切りかえたのだけれども、実際の運用は前から言っていますように、どうしても低入が最低制限価格のように運用されているきらいがあるので、そうするともう業者のほうは低入に引かかった瞬間に特別重点調査と同じようにもうやらないということになりかねないので、本当に向こうは低入の対象になるのならもう先にやめますと言ったとしても、本当にこれはできなかったのかどうかはやはりチェックする必要があるのではないかという気がします。そしてもしチェックして、やはりこれはできるとなったら低入調査のやり方を考えなければいけないのだと思うのです。

【五十嵐部長】 先生おっしゃることも理解はしているつもりではありますが、結局、先ほど課長のほうからも説明しましたように、やろうと思えばそれは業者さんは赤字でも利幅が薄くてもやろうとすれば、それはできてしまうのは事実ですが、今のいわゆる担い手三法といわれる品確法ですとか、入契法の世界の話の中では、基本的に赤字受注のようなものについては厳しくダンピング防止のために、きちんと調査しなさいということになっていることと、私どもはそれとは別の話として、いわゆる担い手ということもあるので、下請業者等への法定福利費。法定福利費というのはつまり賃金も含めてきちんといきわたっているかどうかのようなものについて、積算でどう反映されているかを出してくれというようなことで低入調査をやっているわけですが、なぜ調査票を出さなかったのかというのは直接は聞いておりません。会社としてはこれでやるけれども、その分のしわ寄せがどこかに行ってしまうようにということもあって、厳しくやっているという部分については、特に人件費関係、法定福利費関係について、どうあなた方は積算していますかというのを、事細かに見積りをとるのであれば、その辺についてきちんと下請けからどういう見積りをとってやっているのかといったようなところを詳しく出していただくというのが私どもの低入調査の一番厳しくやっているところですので、そこらあたりのところがネックになってきているのかと考えております。

改革前の5、6年ぐらい前の話であればどのような低い金額であっても、業者がやれると言っているのだからやりましたというような契約も多かったわけですが、今はもうそういう時代ではないということもあって、特に働き手部分の保護というわけではないのですけれども、働き手のほうにきちんとした賃金がいくかどうかについて、事業者さんの積算をきちんと確認するというのが私どもとして大切なのかと思っております。

それから金額が高いという、金額が2グループぐらいに分かれているのではないかと  
いうことで、事実そう見ればそう見れないことは当然ないと思うのですが、今回、二番手  
でとった株木さん、3番、4番にある新日本、立花さん、関東建設ですとかいろいろな業  
者さんが入ってきていますけれども、いずれも東京都のいろいろな工事に参加していただ  
いている事業者さんですので、その会社がこの金額でそれなりの技術、それなりのとい  
う言い方も変ですけども、技術力ある会社さんなので、そういった会社がきちんと積算  
した結果と私どもとしては判断をしているというところでございます。

【有川部会長】 後者の説明がやはり前者の説明に比べて荒い。部長の説明に対して大  
変失礼な言い方かもしれませんけれども、やはり低い価格に入ったものに対してはかなり  
厳しい精査をするのに、高い札で入ったものについてはある程度推測でかなり甘い審査。  
つまり業者のほうにはかなり柔らかい視線を送っているのですけれども、納税者に対して  
きちんとした視線を送っていないのです。——（非公表部分）—— あまりにもこ  
れは低いほうにだけきつ過ぎる。つまり業者のほうを守る。それは守るなど言っているわ  
けじゃないのです。同じ優しい目を納税者のほうにも向けてもらいたいということなので  
す。

【五十嵐部長】 ここはもう後は先ほどから落札率が高いという問題について、それは  
予定価格をどう設定しているかによっても落札率というのは変わってきます。これも釈迦  
に説法の話ですけれども、厳しい予定価格だったのか、それともゆるゆるの予定価格だっ  
たのか、そこは、我々としては適切なものでやっているとは考えておりますが、いずれに  
しましても、少なくともこの件については、データの中で積算内訳が残っていますので、  
どこら辺で差が出てきているのか、そういったようなところについては調べてみたいとは  
思っております。

【有川部会長】 お願いします。それとあわせて、先ほど公営住宅については結構手を  
挙げる者が多いというので、6、7者ぐらい、6者～7者が普通の形で多い場合では10  
者ぐらいになるケースがあるというので、次回まで結構ですけども、公営住宅につい  
て、この入札経過書のほかのものも全部見ておいていただけませんかでしょうか。

——（非公表部分）—— 少しやはり大変心配なのです。

【五十嵐部長】 はい、当年度の分ですね。

【有川部会長】 はい。

【五十嵐部長】 この分を少し確認していきたいと思います。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。

【都市整備局 遠藤課長】 少し補足という形になるのですが、実は、今回この辰巳の  
案件で隣の工区で同時に出しているものがございまして、こちらのほうが同じく落札され  
ているのですが、こちらのほうは96%という落札率になっているのです。こちらのほう  
も9者参加していただいたけれども8者が予定価格超過という形になっていまして、やは  
り先ほど東部の事務所からも説明がありましたが、今回、若干読みづらい部分もあったと、

杭の関係が結構な部分を占めているので読みにくかったというのがあったようでして、実はこの1者落札したところというのは、実はその前の事業で、25年度の事業で隣の建物を建てているのですが、そこをとった業者さんが実はもう1件のほうの案件を落札しているというのがありまして、そういった工事の経験から読めていたということもあるのかと。それ以外の業者さんは割と通常にないような形の工事という部分もあったので、若干読みづらくて予定価格が高めになってしまったのではないかと、都市整備局としては少し分析しているところです。——（非公表部分）—— 今回はたまたまこの予定価格が読みづかったという部分もあるのかと考えているところでございます。

【有川部会長】 ——（非公表部分）——

【五十嵐部長】 私が言う話ではないのですけれども、公営住宅はかなり規格化されているということもあって、ほとんど見積りをとらないで標準単価の中でほとんど、後は数量が出ていると大体価格はおおむねわかってしまう。きちんと積算すればおおむねのところはわかるようにできています。これは事後公表ですからびたびたに一致するということは多分ないとは思いますが、公営住宅だけで比べられてしまうと、そういった規格で要するに標準単価にないようなところを見積りの部分をどうやるのか。あと、仮設などで自由仮設などでやる場所について、どう仮設をつくっていくかと、そういうところ以外についてはほとんど差が出てこなくなってしまうという部分もありますので、ほかの私はいつもこういうのを見ていますけれども、価格がおおむねわかる世界の話の中で、今回これは事後公表ですから予定価格の範囲中に入るようにということで皆さんは入れてきても、それはやはり激戦になって、激戦というか寸詰まりというのか、小さな幅の中でどうしても集中するケースが多いのかとは思っています。ただ、そういうことを前提に、今、部会長のほうからお話が出ましたので、ほかの都営住宅についてどういう入札状況になっているのかというものについては、一定程度の数については委員の先生方にはご提供申し上げたいと思っています。ただ、私どもとしては、単価が決まっている中での話なので、それほど大きな幅の中で刻みが出てくるというのはあまりないのかとは思っております。

【有川部会長】 すみません、部長の話にまた水をかけて恐縮なのですが、もし単価がある程度読めるのだったら、——（非公表部分）—— おそらく予定価格の線は10番か11番あたりに入るはずで。つまり多くの者が予定価格よりちょっと下回るところで戦うはずなので。

【五十嵐部長】 いや、それで今回は杭の部分が見積りでやらなければいけない部分で、そこが普段都営住宅でそんな杭のところについて見積りをとらなければいけないようなものもなく、その部分を読み違えたのではないのか。だから、それはまた先生は推測ではないかとおっしゃるかもしれないので、そこはどういうことなのかきちんと確認いたします。

【有川部会長】 そうですね、すみません、こちらの取り越し苦労ならいいのですけれども、念のため公営住宅のある程度の規模で少しチェックしていただければと思います。

よろしくお願いします。

それでは今、議論になった部分をまとめていただく。少し繰り返しませんけれども、そういう形で検討していただければと思います。

ここで休憩をとらせていただきたいと思います。ちょっと短くて申しわけないのですが、再開は3時10分でよろしいでしょうか。3時10分再開ということでよろしくお願いします。

(休憩)

【有川部会長】 短い休憩時間で大変申しわけありませんでしたけれども、それでは、4番目の警視庁の案件の説明をお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案4のほうをご覧くださいと思います。その前に警視庁の出席者をご紹介させていただきます。

【警視庁 小林課長代理】 失礼します。用度課課長代理の小林と申します。本日はよろしくお願いします。

【警視庁 神林課長代理】 同じく神林と申します。よろしくお願いします。

【警視庁 山崎副主幹】 交通管制課の山崎副主幹でございます。本日はよろしくお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案の4をご覧ください。1者入札の議案として抽出されました案件でございます。件名は、「交通信号機移設・改良（右折等感応制御・ゆとりシグナル化）・更新（集中式制御機）工事」でございます。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものでございます。希望者7者、指名者10者、応札者1者ということで応札率は99.8%となっております。工事の概要につきましては、次の2ページの資料のとおりでございます。雑駁ですが説明は以上でございます。

【有川部会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議案4につきまして、意見あるいは質問がありましたら各委員よろしくお願いします。

どうぞ。

【小池委員】 では質問というか意見になってしまうかもしれないのですが、本事案に関しましては、当初、希望者が7者ということで、それに3者プラスして10者を指名したところ応札者が1者だったということになっていますが、こちらから指名した3者はともかく7者のうちの6者までもが辞退してしまったということは非常に残念だったと思うのですが、辞退理由について現在はシステムが改良されておりますが、この時期、書いていただくのが任意だったということで書いていただけてないのですが、その中で書いていただいた2者について、予定していた技術者が配置できないということ、工期内の工事完了が困難ということ、2つ挙げられていますが、これはそれぞれに問題があると感じております。1つは工期内の工事完了が困難というのは、やはりもう少し工期をずらせなかったのか。これは年度内の工事ということになっていきますので、その平準化がも

う少し何とかできなかつたのかというのは、こちらはご意見を伺いたい点であります。

もう一点は、予定していた技術者が配置できないためとなっておりますけれども、これはもちろん類推でしかないのですが、ほかの辞退した者についてもその技術者が配置できないという理由。本件に今来ていただいている警視庁の方だけではなく、ほかの事業でも結構あったことなのですからけれども、前の事案で片桐委員からも出ておりましたが、オリンピック事案などで立て込んでおまして技術者が配置できないということは考えられることだと思っておりますけれども、それに対してどう対処していくかということで、工事を先に延ばせるものは延ばしたらいいのではないかというような意見も出されたかと思っておりますけれども、もう一つは技術者をどう養成していくかということは非常に大きな問題だと感じています。もちろん技術者を養成するという事は入札監視委員会の仕事では全然ないのですけれども、入札監視委員会としてそういう技術者が足りないという事実をつかんでいるということ、ほかの部署に、そのような部署に伝えていくということは非常に重要な意味があると感じていますので、技術者あるいは技術の責任者のことを指しているのか、技術者全体を指しているのか。そこまでをこの言葉だけではわかりませんが、そういった事実があるということは把握している。どこで把握できるかといったらここということになると思いますので、そちらは意見としてなのですが、工期のほうについてはどうお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

【警視庁 山崎副主幹】 交通管制課の山崎でございます。

当課においても発注事業というのはやはり年度の前半よりも年度の後半にどうしても集中してしまうということで、年度の後半になってくるとやはり工期が短めになってきて、あまり長く工期がとれないというような状況になってきています。そこでご指摘のとおり、当課としても今以上に工事の平準化、年間を通して平準化していくような発注をしなければいけないということで取り組んでいるところでございます。

【警視庁 小林課長代理】 一点補足なのですけれども、この案件に限らず事業者は入札参加を希望しても必ず指名されるものではないということはわかっていまして、公表時点で請負可能と思われる案件に多数希望し、その指名を受けた時点で実際に請け負うことができるか、また具体的な検討を行って、真に受注したい案件のみに札入れを行うものと考えております。最初に希望したときには技術者はいたのだけれども、実際にやってみたらやはり足りなかつたということもあると伺っております。

【小池委員】 今のご説明非常にわかるのですが、そうやって希望だけとりあえず出しおいてというのは、それだけその時期に工事が集中しているからだということですね。

【警視庁 小林課長代理】 はい。

【小池委員】 やはり引き続き平準化ということを考えていただきたいと思います。

【片桐委員】 少しよろしいですか。

【有川部会長】 お願いします。

【片桐委員】 今のご回答で発注業務が下期に偏るということでたしかおっしゃっていたのですが、そもそもその発注業務が下期に偏る理由は何なのでしょう。

【警視庁 山崎副主幹】 年度が始まりましてやはり信号工事をやる場合は現場を実査して、それから図面をつくって、それから積算をして発注をするというような工程を踏んでいますので、どうしても4月当初からどんどん発注するというような状況にはなっていません。

【警視庁 小林課長代理】 すみません、もう一点ですけれども、発注時期の平準化ということで、私どもの事業執行課も一生懸命取り組んでおります。ただこの当時はまだ29年でございまして、まだ平準化は道半ばという状態ではございました。交通事業に関しましては、債務負担を活用できるようになったのが、平成30年度、今年度からでございます。31年度につきましてもより多くの債務負担を獲得しまして、もっと発注はできるように取り組んでいる、まさしくその真っ最中ではございますので、その辺はご理解いただければと思います。

【片桐委員】 どうもありがとうございます。これはやはりこういったのは先ほど10年計画が建設工事に出てきたのですけれども、やはりある程度長期的な計画で10年では長過ぎますけれども、やるべきではないかと思うのです。少なくとも1年未満のようなものは6カ月ごとにどんどん次の1年、次の1年計画するのはいいのではないかと思うのですけれども、やはりもう少し長いスパンである程度計画プランをつくってやっていくというのが通常あるべき姿なのではないかと思うので、やはり少しそのところの今改革中ということですが、ぜひ進めていただきたい部分です。やはりこういう案件を見ると、下期に2月とか3月で3,000万円ぐらいのものをぎゅっと入札を入れるというのは、何となく予算消化の疑いが持たれてしまいがちだと思います。ちょうど金額的にも余っているところを埋めるような金額ではないのというようなものがやはり疑いを持たれてしまうと思うので、計画を持ってきちんとやっています。予算消化ではありませんというのはいや説明できたほうがいいのではないかと思うので、ぜひよろしくお願いします。

【飯塚委員】 交通信号機の移設、改良という工事ですけれども、この種の工事は30年度に何件ありますか。

【警視庁 小林課長代理】 30年度ですか。29年。

【飯塚委員】 これは29ですか。29年度。

【警視庁 小林課長代理】 はい。29年度ですと交通信号機の落札案件としては204件ございました。

【飯塚委員】 その契約の月ごとの件数を4月から順番に教えてください。

【警視庁 小林課長代理】 大変申し訳ございません。月ごとの数字ということではすぐにお答えすることはできません。申し訳ございません。

【飯塚委員】 どのレベルだったらわかるのですか。

【荒山課長】 電子調達担当のほうで、システムのほうで管理できている数値について

少し申し上げますと、落札件数は203件でシステムのほうに登録されています。1件ほどの誤差はありますが、上半期のほうで95件、下半期で108件ということになっていきます。月毎はさすがに出ないのですが、一応、上半期、下半期で半々ぐらい。少し下半期のほうが多いかというようなところでございます。

【飯塚委員】 できたらその月ごとの内訳を後で結構ですから教えてください。

【荒山課長】 はい、すみませんが、申し上げたのは落札件数ということで203件でございました。開札件数、要するに発注をして不調になったものを含めての開札件数で申し上げますと、上半期が97件、下半期が162件ということで259件ということで、下半期に多くやはり発注をしているというような状況として表れているというところがございます。月毎というご要望については表にしてまた別途ご提出したいと思います。

【飯塚委員】 信号機に限らず年度末の工事については、都民もいろいろな思いを抱いていると思うのです。特にこの信号機の場合は必要なものがもうあちらこちらにたくさんあるわけですから、道路の補修だったら痛んだ場所の状態で予測できないこともあるかもしれないけれども、信号機だとある程度予測ができる。数も多い。つまり極めて平準化という作業になじむ対象の工事だろうと思います。それについて先ほど委員のほうから質問があったときに、4月から調査をしてやっていくから年度末に多いとか、そういう子供じみたことを言うてはおかしいので、平準化を考えるのなら調査の時期を前倒しすればいいだけですから、そういう意味で29年度の月ごとの数字は出していただくとして、多分、下半期に偏っている。それについてのもう一度なぜ下半期に偏るのか、その理由をお教えいただきたいのです。

【警視庁 山崎副主幹】 先ほど設計をして積算をして時間がかかっているというご説明をしたのですけれども、当課においてもやはり平準化しなければいけないと思っていて、現在のところ早期発注、年度当初から発注をできるだけできるように計画をしているのと、先ほど説明したとおり債務負担行為が使えるようになっていきますので、これの枠を拡大して、できるだけ平準化にしていこうと思って今取り組んでいる最中でございます。

【飯塚委員】 今はそうでしょうけれども、今見ているのは29年度の事業のありやうなので、29年度において先ほどのような状況であることの理由は何ですか。

【警視庁 山崎副主幹】 29年度は先ほど入札は上半期は97、それから下半期が162ということで、やはり下半期のほうが多いということは、年度になって発注業務を手がけていくものがあって、それがどうしても後半のほうに多くなっていったというような状況でございます。

【飯塚委員】 それから1者を除いて辞退というのは、これは1者入札のくくりには入るのですか、入らないのですか。

【荒山課長】 そもそも1者入札の中止は、財務局契約案件の大きな金額帯のものということでございますので、それには該当しません。

【飯塚委員】 わかりました。

【警視庁 神林課長代理】 すみません。今少し手で数えた数字を言ってもいいですか。4月が5件、5月が5件、6月が11件、7月が15件、8月が26件、9月が34件、10月が21件、11月が24件、12月が24件、1月が23件、2月が16件、もし数え漏れていたらすみません。今手で数えたものですから。

【飯塚委員】 後は金額を入れてみるともっとよかったと思うのだけれども、平準化ということであれば、数と量、金額がほぼ同じような数字であってほしいところです。そういうことであると業者さんに示しておけば、業者は業者で対応の仕方がまた変わってくる。よろしくをお願いします。

【有川部会長】 私のほうからも3点ほど伺いたいのですけれども、これから改善の決め手になるというようなお話があります債務負担行為のできるだけの活用というのですけれども、29年度以降の話が出てきましたけれども、28年度までは債務負担行為はあまりなかったあるいはできなかった理由は何なのかというのと、2つ目は1回目の入札でほかの全員辞退したのに落札した業者1者が99.8%という予定価格ぎりぎりに入れられたのはどう分析していますかというのと、それから一番大きなネックは工期の発注の平準化だということなので、それと連動して多くの業者の方たちが、とりあえずやみくもに希望しておけばということを入札を入れるときに多く辞退するという形になっているというお話なのですけれども、それでも今回の調書をたくさん見せてもらったら圧倒的に、規模的に10者ぐらいが最初指名されているのに、最終的には札入れは1者だけと、いくらやみくもに希望したとしても、判をそろえたようにみんな最終的に1者しか札を入れていないというのは、工期の問題以外にもあるように思うのですけれども、そのところは何か分析していますでしょうか。3点、すみません。お願いします。

【警視庁 小林課長代理】 承知しました。最初の債務負担の関係でございますけれども、予算的に単年度予算という大原則がございまして、ほとんどが交通工事の場合には1年未満の工事で単年度でできるという意識があります。それでなかなか少し調整がいかんかったのは事実なのですけれども、財務局さんのお力をいただきましてようやく1年未満の工事であってもゼロ都債、債務負担を併用できるようになったのが29年度に30年度予算を要求するときになってでございます。

2点目は、1回目で1者だけが99.8という高落札の関係でございますけれども、もちろん先生方がおっしゃるように時期というところで、できるけれども、高い金額だったらできるよという感じがもしかしたらあるのかもしれないのですが、工事単価を工事担当部署では公表しておりまして、また積算資料の情報開示請求もたくさんございます。それなどによって受注業者が陸上信号機工事に精通しているということが大変大きいかと思えます。積算精度が高くなってこのような形になってしまったのかということは考えております。

【有川部会長】 最後の点はどうでしょうか。これまで工期の平準化という形で原因分析されて、そこを改善したら今、本件だけではなくて本件はひとつのモデルとして取り上

げさせてもらったのですけれども、調書を見るとかなりほかのところでも同じような姿で、1者だけが1回目の入札で高落札率というのはずっと目立つので、これをどう分析しているのだろうと。平準化だけの問題でわあーと、そう簡単には直りそうもないような気がするのです。

【警視庁 小林課長代理】 先生がおっしゃるのは、交通信号機の契約で1者入札というものが少し多いのではないかということですか。

【有川部会長】 単なる1者入札といいますか、要は多くの者がばつと辞退する形で、その札入れした1者だけが予定価格ぎりぎりのところに入れている。これが第4四半期の調書を見せてもらったらかなりの割合でそれがずっと目立ったものですから、この信号機に関して同じような傾向があるのか。それは平準化しただけでは直らない部分があるような気がするのですけれども、そういう問題意識を持っていないのかどうか。

【荒山課長】 少し補足させていただきますと、警視庁さんの発注の陸上信号機についての案件の実績をずっと見てみますと、平成29年度の上半期と下半期を見てみますと、まず不調の件数が、上半期が不調の発生率が2%、下半期が33%。それから平均の応札者も上半期は7.34、下半期は2.26ということで、本当に上半期と下半期で大きく入札の参加者が違っているという実態がございます。不調が多いというのもおそらく後半、入札参加者数が少ないからということだと思っておりますが、そういった意味で人手不足、先ほどの技術者不足ではないのですけれども、また少しおなかいっぱいということですか。そういったところでその平準化というところの取り組みが、今回のこの問題に対しての一番の解決策というか、そのように分析しているところでございます。ですので、下半期で1者で99%だったからといのがどうなのかということに関しては、入札の参加者数が少ないので1者になってしまう、また、積算はきちんとできるという環境のもと、99%か100%に近い落札率になっている、そのようなことかと推測はされます。

【有川部会長】 ありがとうございます。おそらく債務負担行為も利用して工期の平準化をして、競争の実が上がればおそらく99.何パーセントというのも解消してくるのだらうと思っておりますけれども、もしそれ以外の要因で1者が結構続くようであれば、これはまた分析しなければいけないので、とりあえずは順番として今最大の原因といわれている工期の平準化に向けての取り組みをしていただくということになります。

では、各委員同じ共通の意見としては、債務負担行為を適切に使ってもらってあるいは仮に債務負担行為を使わなくても常識的に考えると飯塚委員も言われたように、調査は前年度にやっておいて、それに対する設計を年度当初からやるということも十分可能だと思いますので、債務負担行為もこれありですけれども、それ以外の工夫もしながらとにかく工期の平準化を図って、そこにおいて競争の実をとって高落札率も避けるという工夫をまずやっていただきたいというのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、同じ警視庁の関係ですけれども、議案5をお願ひしたいと思ひます。

議案5の説明をお願ひしたいと思ひます。

【警視庁 小林課長代理】 担当部署が変わりますので紹介させていただきます。

【警視庁 蛭坂課長代理】 警視庁交通規制課課長代理の蛭坂でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【荒山課長】 それでは議案の5のほうをご覧くださいと思います。同一事業者による長期継続受注事案として抽出されました案件です。件名は「指定車線（中央線変移）表示施設改修工事」でございます。本件は希望制指名競争入札にて発注したものでございます。希望者1者、指名者10者、応札者2者、落札率が97.5%となっております。工事の概要につきましては、次のページのA3資料のとおりでございます。説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは早速ですけれども、議案5について意見、質問がありましたらお願いします。

【飯塚委員】 指定車線表示施設改修工事。これは29年度で何件ぐらいあるのですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 1件でございます。

【飯塚委員】 これだけなのですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 これだけです。

【飯塚委員】 こういう状況になっている場所というのはたくさんあると思うのですが、その中でこの三鷹の北のほう、武蔵野かな。ここの箇所改修が必要になったというのは何か不具合があったのですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 同様の場所は都内で10件ございまして、それぞれの中央線変移するものにつきましては、おおむね10年で改修をしております。なので毎年1件ずつ更新をさせていただいているところでございます。特に不具合等があるということではございません。

【飯塚委員】 このパターンは都内に10件しかないのですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 中央線変移につきましては10件だけでございます。

【有川部会長】 今、中央線変移と言われましたけれども、変移という言葉もすみません、あまり慣れていないので、どの辺のイメージ。都内はほかにも中央線でないところにはあるということなのですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 中央線変移といいますが、本来、車は道路交通法により道路の中央より左側を走りなさい。そして時間帯などによって交通の例えば上り下りの需要が大きく変わるところについては中央線をずらして、当該通りの関係ですと、中央帯によっては通常であれば上り下り1車線のところを中央線を変移して車線の区分を少し変えているのですけれども、1車線と2車線に変えて交通の流れを変えてございます。こうすることによって交通の円滑化を図っている箇所が10カ所ほどございます。

【有川部会長】 都内で全部で10カ所。

【警視庁 蛭坂課長代理】 都内で10カ所でございます。

【有川部会長】 改めて確認させてもらいました。ありがとうございます。

それは一遍にやらないで10年かけて1カ所ずつやるのは予算の関係ということでしょうか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 それぞれの施工年度も違いまして、そうですね、予算の関係もあるのですけれども、とりあえず今の段階では年に1回ずつやっていくのがよろしかろうということでそのような運用をさせていただいております。

【有川部会長】 すみません、もう一点、今、その工事を始めて何年目でこれまで業者は固定しているのでしょうか。それとも変わってきているのでしょうか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 ここ数年は同じ業者になってしまっているのですが、そもそもこの車線変移、一番古いものと荏原管内で昭和44年というものがございます。

【有川部会長】 この10カ年計画ではどうでしょうか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 10カ年計画は10基あるうちの一番古いものが昭和44年からやっております、10カ年計画にその後、平成5年、7年、8年、9年、10年、11、12、13、平成21年と整備をしていって計10件。耐用年数につきましてはおおむね10年となっております、今現在年に1個の更新をさせていただいております。

【有川部会長】 すみません、イメージが違っていたので、毎年1カ所というわけではなくて、もう既にやったものの更新も含めて10件というわけですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 もう既にやっているものの更新を毎年1カ所させていただいているところです。

【有川部会長】 今までずっと更新が行われているという意味ですか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 そうです。はい。そうでございます。

【有川部会長】 ああ、そうですか。

【飯塚委員】 一番最後のページで、25年～29年まで全部、信号器材という会社が入っているのですよね。それで指名者数は全部10。表をつくる時に楽ですね。それで入札参加者というのも大体似たような感じです。——（非公表部分）——

【警視庁 蛭坂課長代理】 このようなご指摘を受けているところではございまして、まだ受けてくれるところのその会社が持つ技術力というものもあるのでしょうか、工期が短いのではないかというお話も伺っております。今現在それに対してどう対応しているかと検討しているところなのですけれども、工事が始まるまでの各工程の作業の内容などそれに要した時間、それを精査いたしまして、開札までの時間短縮を考えております。この短縮した分を工期を長く設定することに使いたいと思っております。工期を長くすることでまた複数の入札参加していただければと考えております。

【片桐委員】 すみません、これは工期は25年から毎回3月になっているのでしょうか。

【警視庁 蛭坂課長代理】 これは3月になっておりますが、29年度は開札が若干例年よりも1カ月おくれてしまいました。これは単純に書類の不備がわかった関係でございます。

【警視庁 小林課長代理】 よろしいですか。一点お話しさせていただきたいのですが、道路工事は若干特殊な面がございます、本工事は陸上信号機工事であるのですが、標識いわゆる道路標識の設置を伴う工事でございます、この両方をできるという業者が少ないと考えております。もちろん工期が年度末というところも先ほどから出ているように平準化という意味ではもう少し早く終わるように、もう少し早く発注できるようにということは関係部署も努力はしております。ただ、4月に入って設計を起こしましてそれができるのが夏ごろでございます。その後すぐに起工をしまして、どのように一生懸命がんばっても9月、10月の工事発注になってしまうというのが今の段階の現状でございます。

工期につきましても基本的には設計を行っておりますので、その設計業者の工期期間は最低限守っていると認識はしております。

じ業者が指名されていて、これはいつも辞退になっているように確かに出ているのですが、先ほどお話ししたように、この同じような業者は、陸上信号機と道路標識設置のこの両方の東京都の入札参加資格を持つ者という意味で、しつこくというのではないのですけれども、指名をさせてもらっているのが現状でございます。

【片桐委員】 そうしますと、技術的な問題もあって業者がここ5年間固定してしまっているという結果になっているわけなのですが、やはりそうすると独占的な市場なので、価格が高くなりがちなのではないかというような疑いが外部から持たれます。そうなりません。予定価格を正しく算定していますといっても、でも実際問題として過去の実績をベースとしておそらく予定額をつくっていらっしゃるのでしょうから、後は見積りをとっていらっしゃるのでしょうけれども、この同じメンツの中からとっていらっしゃるわけであって、どうやって価格が高止まりしないような工夫を、対策をされているのかというところをご説明いただけないでしょうか。

【警視庁 神林課長代理】 予定価格については、私どもも都の単価を使って、あと、ほかの部材については委託を出して、市場価格委託という市場調査を行っております。そして、それでもとれない新製品であるとかわからないものについては見積りをもらってやっておりますので、業者からの下見積りというのを全面的に使っているわけではありません。

【片桐委員】 使っていない。

非常に難しい状況であるということはわかるのですが、このように過去5年この信号器材さんというところがとっていらっしゃると、ますますほかの事業者はこういったタイプの工事をやる機会がなくなるわけですし、もうこの業者しか工事ができないということにもなってしまうのではないかという懸念もあるのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

【警視庁 小林課長代理】 さまざまな要因があろうかと思うのですが、当該業者は非常に監理技術者が多くいると伺っております。また、標識の自社工場も持っている

ということで、この辺がかなり強い部分なのかとは考えております。ただ、ほかの業者が全くできないのかということ、今回もう1者が札を入れているようにゼロではないと思うのです。やはり自社工場を持っていなくても下請けに出すなどしておりますので、やはり問題となるのは発注時期。もう少しもしかしたら早くやればこの年度末にかかる時期ではなくて、もう少し早くやってくれれば手を挙げてくれるところも増えるのかということで、やはりその辺は我々も発注時期を考えていかななくてはいけないということで努力しております。

【有川部会長】 事前説明でお伺いしたときは、この希望はもともとやってきた信号器材さんだけが希望して残りはこちらから指名したということですがけれども、もともとやるノウハウがなくてやる気もないところもあわせてやはり指名しなくてはいけないのですか。指名の場合はやはり10者そろえなくてはいけないのでしょうか。外向きには競争しているようには見えますけれども、実際は、今回は内外さんが入ってくれたので競争の形になりましたけれども、いつも1者と残りは辞退というような構造になる可能性もあるので、形だけの指名競争というのはやめられないのですかね。

【警視庁 神林課長代理】 確かにこの工事は非常に特殊で難しい。普通は信号機と標識は分けるのですけれども、信号機の技術も必要、標識も必要、そして土木の技術も必要、それを連動させるシステムもわからなくてはいけないという非常に特殊な工事であるとは思いますが。ただ、我々発注サイドからしてみれば、絶対全部できないかということそうではないと考えております。標識を自前でつくっているといいながらほかのところだってそれは調達すればいいわけで、もしくは下請けを使っただけであればいいわけで、ただ、この会社は強いとは思っております。

【警視庁 小林課長代理】 辞退理由を今のシステムで入力していただいているのですけれども、辞退理由がもう少し本当にどういう理由なのかということを知って、ヒアリングというのでしょうか、調査する必要性は感じております。やはりなぜ本当に辞退となったのかということを知っていかないと、結果的には先生のおっしゃるとおり、そのようにただやっているだけ、いつも10者そろえればいいのかと思われてしまうということもやむを得ないとは思っております。決して先ほどほかの者が話したように、やはり受注してくれる業者が可能な限りできるだろうというようなことであれば、やはり指名をさせていただいて、実際にこの案件ではないのですけれども、任意に指名したところが落札するというのも当然でございますので、その辺の可能性にやはり我々も期待しているというのは正直でございます。

【五十嵐部長】 それと、あと、10者をどうしても指名しなければいけないのかという話については、一応、工事に関する指名選定基準というのがあって、希望制指名競争入札を行う場合には参加希望者が10者以内になった場合には10者にすることということなので、そういった基準があるので警視庁さんもその中で指名できる者がいる限りは指名をしてもらおうという、そういう仕組みにはなっております。この案件についていえば、確

かに信号器材さんが工場を持っていて非常に強いということで、ほかの業者さんに声をかけても端から諦めているように見えるような感じになっていますので、これだけ見ると10者指名というのが意味ないのではないかと見えるかもしれませんが、この工事だけではないので全体としてそういう基準で決めているので、そこは少しそうご理解いただければと思っております。

【小池委員】 10者の選び方ですけれども、例えばこの5年間1回も応じなかったところを何度も指名し続けているというようなことがあると思うのですが、これはもうここに挙がっている事業者以外にはもういないから仕方なくということなのでしょうか。やはりもっとこんな例えば少し精査してみたわけではないですが、この事業者などは5年間ずっと辞退しているわけですから、もうこの会社は諦めてもっとほかに事業者はいないのかというようなことで探す努力はどの程度されているのでしょうか。

【警視庁 小林課長代理】 先生のおっしゃるとおりに、我々も何とか札を入れてもらう努力はしております。この案件は2億を超えますので、格付の上位の者を指名するようにしております。そのほかにつきましても先ほどお話ししたように、陸上信号機と標識というところで、2つの入札参加資格を持っているのは12者しかございません。その12者の中でやはり格付を考慮し、それ以外でも道路標識の工事をやっている業者など、工事請負契約の指名基準に則りまして、格付と実績とその事業規模、また地域性などをいろいろ考えまして総合的に判断しまして選んでいるつもりでございます。

【飯塚委員】 私たちは入札監視委員会という会ですから、この17ページのこの表1枚が万一ぽつと外に出たときに都民がどう思うかです。そして、それを入札監視委員会がこのテーマを取り上げて議論しているのに何も変わらないというようなことになったら、この委員会自体があってもしょうがないと言われる。ぜひ、今、課長さんがおっしゃったようなことは、全て言い訳のたぐいなのです。この工事が難しいといっても3つぐらいの工事に分かれるでしょう。だとしたら、それぞれの工事ごとに発注してジョイントを組ませればいいではないですか。そういう工夫もしないで、漫然とこのことを繰り返して、信号器材さんが強いのですと終わりにしたら、それはやはりよくないことだし、もしも本当にこの1者しかできないのだったら、むしろ随契にして値段を下げさせていったらどうなのですか。そういう工夫をしたり、とにかく次のページをめくってもらわないとこのままではしょうがないだろうと思うのです。

【警視庁 小林課長代理】 この工事を分割したらどうかということに関しては、これは分割はできないということです。これは一体の工事ですので、これを陸上信号機と標識に分けたらどうかということも我々の中でもあったのですけれども、でもそれは一体のものなので、それはまず不可能だということになります。確かに先生がおっしゃるように、これを見たときに、毎回毎回辞退するのはもう明らかでございます。我々も本当にこれからどうすれば入れてもらえるのかということも考えていく上で、やはり発注時期を少しでも変えてみるということも、今まではどうしても債務負担の関係でも少し取りにくい工事で

もございまして、そうすると、どうしてもこういうことが結果としてなってしまうので、その辺をやはり可能性がある限りやれることは試していかなければいけないのかという事は重々感じておりますので、今後、毎年毎年また出てくる意見だと思っておりますので、その辺は原局の事業執行部署であります交通部と、我々契約担当部署であります用度課で真剣に取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解いただければと思います。

【有川部会長】 よろしいですか。少しまともに入るような形になって恐縮ですがけれども、大体、各委員同じような形で質問が出ているあるいは意見が出ていると思っておりますので、要は一番最後の表を見ると愕然とすると思っておりますけれども、なぜこんな何年間も指名競争でやっておきながら、ほとんどの者が辞退しているのに、なぜ辞退しているのですかという分析をしていないから結果的に次の入札する契約に対する改善にフィードバックしていないのです。ですからシステムが間もなく都全体で変わるとしても、少なくとも警視庁は早急にこの辞退している理由を別途早急に調べて、なぜほかのところは参入してこないのか、できないのかということ調べて、今のままの指名のやり方でいいのかどうかも含めて検討していただきたいし、飯塚委員から言われたように、場合によったら随契をする。ほかの者は確かに内外さんは札は入れてくれましたけれども、実際に公平な競争の土俵には乗れないような、そういう技術の格差があるのであれば随契をするということも考えなければいけないし、随契をするということを頭に置いて、あるいは仮に随契ではないとしても1者がこうやって同じ者が続いているという状況を踏まえれば、片桐委員が言われたように、履行の実態がどうなっているかという履行の実績を調査して、本当に今の予定価格でいいのかということも価格の面も一生懸命精査していただきたいので、おそらく来年また検討して直すのでは飯塚委員が言われたように、都民がえっということになると思っておりますので、早急にこれは、先ほどの4番と違って発注時期の問題ではないと考えられますので、なぜほかのところは参入できないのか、手を挙げないのか、この者しか本当はできないのかと、技術力に圧倒的な差があつてこの者しかやはり受注できないのかどうかということをよく調べていただいて、価格も適正化するという事も検討していただきたいというのがこの委員会の各委員の気持ちですのでよろしくお願いしたいと思います。

今の意見でよろしいでしょうか。

それでは、もう警視庁の方に続けてどうも本当に長時間ありがとうございました。

【警視庁 小林課長代理】 ありがとうございました。

【有川部会長】 ここでちょっと休憩をとらせていただきまして、もう一つの案件と最後のまとめに入りたいと思います。

また短くて申しわけないのですが、4時10分開始でよろしいでしょうか。

(休憩)

【有川部会長】 すみません、進行がまずくて予定より30分押していて大変申しわけありません。最後の議案、談合情報処理に関する事案はスピードを上げて進めたいと思います。どうぞ説明をよろしく申し上げます。

それでは、1番目～5番目につきましては、その案件ごとに付帯意見という形で意見は述べましたけれども、特に知事へ具申するまでもないということによろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 それでは、1番目～6番目の議案については知事に具申する事項はない。ただし、審議の最後のところでそれぞれの案件について付帯意見を述べましたので、それを付帯意見とつけさせていただいて、議事録にもつけていただきかつ本委員会の本会議のほうでもそれを報告していただくことにしたいと思っておりますので、それでは恐縮ですけれども、事務局のほうでまとめていただいた1番目～6番目について確認の意味で事務局から再度報告していただけますでしょうか。

【岡村課長】 はい、では長時間にわたりご議論いただきましてどうもありがとうございました。本日は全部で6件審議をしていただいたところでございます。全件に関して部会長がおっしゃるように、基本的に適切な運用がなされて知事への意見の具申はないという審議をいただいたところでございます。

あと、加えて審議の過程でいただきましたご意見、ご質問などについては、きっちりと議事録に残すようにというご意見をいただいているところでございます。

それでは、まず議案1についてですが、こちらは高額事案で財務局発注の建築工事で、2者希望いたしまして応札者が結果的に1者となっている案件でございました。こちらにつきましては、共通して言えることにつきましては、小池委員や飯塚委員、有川委員共通していただいたご意見でございますが、高額事案なのに希望者が2者いて1者しか応札していない。要は、参加する希望者が少ない理由について質疑がございました。こちらについては、10か年維持更新計画に基づき計画的に事業を実施することも重要だが、社会的状況を踏まえて発注時期をずらすなどできないかというご意見をいただいたところでございます。

続きまして議案2についてですが、こちらと同じく高額案件でございまして、下水道の水処理センターのろ過設備工事でございました。こちらは、1回目は応札者が2者で価格超過により再度入札を行い、結果として応札者が1者となった事案でございました。こちらにつきましても結論としては意見具申はなく適切な入札が行われたという審議だったと思われま。具体的には、片桐委員から、技術的に困難な工事で参加者が固定されてしまうと、都民に寡占的な印象を与えてしまうのではないかというご意見や、そのようなものから契約金額が高止まりしやすい工事ではないかというご意見を頂戴いたしております。また、飯塚委員からは見積り関係の質疑がございまして、見積りの占める割合ですとかとり方、採用方法など質問をいただきまして、回答させていただいたものと考えております。一方で、最後に有川先生からまとめでございまして、そうはいつでも予定価格のあり方について基準どおりにやることは当たり前なのだけれども、データの比較、検証を他の県、

大規模の近似の県などの検証が必要でないかということをお願いしております。あわせて辞退理由、こちらについても既に実施されているシステム改修を踏まえ、引き続き分析をやってほしいという意見をいただいたところでございます。

続きまして議案3についてでございますが、こちらは高落札率事案の案件で都営住宅の建築工事で、13者希望があったのですけれども、結果として11者応札。落札率が99.1%という案件でございました。こちらは先ほどお話ししたとおり、ご意見はいただいたものの具申はなく、審議をいただいたという認識でございます。こちらにつきましては、ご意見として小池先生からは、競争は働いているが高落札率であるのはなぜかというお話がございました。あと、飯塚先生からは低入調査についてのなぜ調査表を出さなかったのかとか、都の低入調査のやり方についてのご質疑がありまして、回答させていただいたところでございます。また、最後に有川先生からでございますが、都営住宅の価格超過の件は、都営住宅の他の案件も入札状況を確認するようというご意見をいただいておりますので、こちらについては確認していきたいと思っております。補足ではございますが、今回、基礎についてかなり特殊性があったというところで、杭の見積りが読みにくかったことで予定価格を超過してしまった事業者が多かったのではないかという補足の説明させていただきました。

続いて議案4についてでございます。こちらは1者入札の事案でございまして、警視庁の陸上信号機の案件でございました。こちらは7者希望いたしまして10者指名したのですが結果的に1者応札という案件でございました。こちらについても意見具申はなく適切な入札が行われたという議論だったと思っておりますが、話の中で共通のご意見がございました。まず、7者希望がございまして辞退が多いというところで、その理由として、まず技術者がいない、それから工期内の完了が困難だということについて、小池委員からのご質疑があったところでございます。工期内の完了が困難であるという辞退理由についてでございますが、こちらは各委員共通のご意見があったと思うのですけれども、時期をずらした発注に取り組んだらいかがかということに対しまして、事業局でも発注時期の平準化、要は発注時期をずらすことでより多くの入札参加者を確保できるよう取り組んでいくという議論だったと思っております。

続きまして議案5についてでございます。こちらにつきましては、同一業者による長期継続受注事案でございまして、1回目は2者応札がありましたが、価格超過によりまして再度入札となっております。2回目は結果として1者の応札となった案件でございました。こちらについての議論なのですけれども、やはり多かったのが5年間同一事業者が引き続き落札していることについて、発注者としてどのように考えているかという質疑や、そのような入札結果を受け、都民にも予定価格や契約金額が高止まりしているという疑念を抱かせるのではないかというご意見をいただいた上で、最後、有川先生のまとめのところでも、同一の事業者が応札して、結果としてその他の事業者が辞退しているというところについて、辞退理由を早急に分析し、次の発注に活かすべきだというご意見をいただい

たところでございます。あわせて予定価格の面についてもその妥当性を確認してほしい、といった議論だったと思います。

最後に議案6についてでございます。 ——（非公表部分） ——

以上、雑駁ではございますが、議案1～議案6についての概要につきましての要点はこのような内容だったかと思えます。よろしくお願ひします。

【有川部会長】 はい、突然と申しますか、終わった直後であるのにいろいろまとめていただいてありがとうございました。

私のほうから一点だけ申し上げたいのですけれども、主文と申しますか、判決文、判定文のところですが、「知事に対する具申事項はなく、適切に行われた」という最後の下りのところは少し私はこだわりがあって、付帯意見をつけているものですからやはり適切にという言葉は避けたくて、規定に則しとか規定どおりに行われていると認められたと主文をおつくりいただければありがたいと思ひます。

【岡村課長】 はい、承知しました。

【有川部会長】 それから今のまとめについて、ほかの委員の方が補足、補正のチャンスは議事録のときにさせていただければよろしいでしょうか。では、そういう形で今いただいたご報告を後で多少調整する可能性があるということでよろしくお願ひします。

それでは、これで会を終えたいと思ひますけれども、何か意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですね。

では、事務局にお渡ししたいと思ひます。

【五十嵐部長】 それでは以上をもちまして本日の部会を終了させていただきたいと思ひます。委員の皆様方には長い時間にわたりご審議いただきましてまことにありがとうございます。また、委員の皆様には引き続きお忙しい中、ご協力をいただくこととなりますが、引き続きよろしくご指導のほどお願ひしたいと思ひしております。本日はまことにありがとうございます。

—— 了 ——